

# 第12回全国犯罪被害者の会（あすの会）大会 凶悪犯罪被害者の叫び

去る1月26日（土）、東京・青山のドイツ文化会館OAG ホールにおいて、全国犯罪被害者の会大会が開催されました。社会を震撼させる凶悪犯罪は後を絶ちません。死刑廃止をはじめ、私たちには納得のできないさまざまな活動をしている犯罪被害とは無縁な人たちがいます。今回は、凶悪犯罪の被害者が精神的、経済的にどれほど苦しい思い、立場でいるかを訴えました。当日の様子（要約）をプログラムに従ってお届けします。

## プログラム

- |             |                 |         |
|-------------|-----------------|---------|
| 1. 祝 辞      | 4. 会場との討論       | 7. 大会決議 |
| 2. 被害者の声    | 5. 総 括          | 8. 役員改選 |
| 3. 死刑制度について | 6. 会務報告・今後の活動方針 |         |

## 1. 祝 辞

### 谷垣 禎一 法務大臣

皆様こんにちは。昨年12月26日に法務大臣を拝命いたしました谷垣禎一でございます。今日は、被害者参加制度あるいは犯罪被害者等基本法に大変ご尽力された公明党の漆原先生と一緒に参加させていただいております。今日お集まりの皆様が被害者参加制度の問題でも、「なるほど事態が進んできたな」と思っただけのようにがんばりたいと思っております。

先ほど楽屋で当会の顧問でいらっしゃる岡村先生から思い出話を承りましたが、被害者参加制度は、岡村先生をはじめ大勢の皆様の大変なご努力で生まれました。被害者参加制度は、基本法の中で「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」という理念に則り生まれてきたわけですが、3年間で約2000人の方が参加されています。このように被害者の方々に事件の当事者として関与していただくことで、被害からの立ち直りにも大きく寄与していくのではないかと思います。

昨日もご関係の方々、高橋先生や杉本先生にお出



でいただいているいろいろお話を承ったのですが、「なるほどまだこういうところが行き届かないのかな」と思う点多々ございます。法務省としても、今後さらに工夫を重ね、改善の努力をして、この制度がさらに順調に育っていくように頑張らなければいけないと思っております。この点につきましては法に見直し規定があり、3年を経過した場合、施行の状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講じようということであるいろいろな検討がなされております。この検討を更に進めるにあたり、犯罪被害者団体あるいは被害者支援団体の方々をはじめ、刑事法の学者の先生方、法曹関係者のご意見を反映しながら進めていかなければなりません。こういった方々のご意見を拝聴するために、1月31日から平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会を開き、あすの会からも高橋先生にご参加をいただいて検討を進めてまいります。この検討会で活発なご議論をいただきまして、少しでも被害者参加制度が理想に近づいていくように私どもも努力をしたいと思っておりますのでございます。

全国からお集まりいただき、この問題のさらなる進歩のために頑張っておられる皆様方に心から敬意を表しましてご挨拶とさせていただきたいと存じます。今日はお招きいただきありがとうございますございました。

### 漆原 良夫 衆議院議員

皆様こんにちは。私は17年間、衆議院議員を務めているうちの10年間、法務委員会の理事を務め、7年間は国会対策委員長で頑張っております。今、振り返ると、法務委員会で犯罪被害者等基本法を作り上げた



時のことが懐かしく思い出されます。今日お見えの杉浦正健先生も、一緒に法律を作る努力をしていただきました。保岡先生にも上川先生にも……。思い起こすと「被害者の権利」を総則の前文でいかに強く打ち出せるのかが大切な勝負所でした。被害者の人権、尊厳を、どう書き込むか、苦労したことを思い出します。

今日までの大変なご努力で、特に犯罪被害者の皆さんの訴訟参加によって、まず法廷が変わりました。私は25年間弁護士をして政界に入りましたが、それまで刑事事件の被害者は、ある意味では証拠の1つとして、検事が必要であれば呼ぶし必要がなければ呼ばないという弱い立場でした。しかし基本法を作り、さらに被害者の権利を守ろうという観点から被害者の皆さんが刑事訴訟に参加できるという大きな流れを作っていただいたことに、心から感謝申し上げます。

私は、司法が信頼を得るためには3つのことが大切だと思っています。1つは真犯人を捕まえるということ。2つめは冤罪を作らないこと。3つめは被害者の信頼を得る、被害者の納得のいく裁判が行われることです。そういう意味で、皆さんのご努力で、被害者の皆さんが自ら法廷に出て、質問権が行使できる。被告人に質問できる。場合によっては求刑もできることになった。これは大きな改革でした。

ある日、テレビで、岡村先生がヨーロッパに行かれて、海外の施設を視察された様子を見て、とても感激しました。早速、先生から本をいただいたり報告書をいただいたりして読ませてもらいましたが、「こういうものを日本に導入したい。そうしたら被害者の皆さんも本当に自分も裁判に参加しているのだ。真実の発見に自分も参加するのだ」と思いました。また例えば自分のお子さんを亡くした方々のために、自分が真実を追求していくという満足感を得られるのではないかと思い、この制度を実現したいとやってみりました。皆さんのご努力で日本の司法の在り方を変えることができたと思っています。

今後も、いろんな問題が出てくるでしょうし、いろいろなことが考えられますが、また皆さんと一緒になって日本の司法が信頼される司法であるように頑張ってみようと思います。本日はおめでとうございました。

## 杉本 吉史 弁護士

ご紹介をいただきました「犯罪被害者弁護士フォーラム」の代表世話人の杉本吉史です。本日は、ご挨拶の機会をいただき、ありがとうございます。

犯罪被害者支援弁護士フォーラムは、平成22年1月に結成された「常に犯罪被害者の被害の実情を踏まえた活動を基本に据え、犯罪被害者の権利の拡充を目的とした弁護士の集団」です。以前、日本には「真に被害者の目線に立って支援活動をしてくれる弁護士の集団」はありませんでした。そこで被害者の権利拡充のため、被害者に寄り添いながら真に被害者に役立つ高いスキルを有する支援活動をしていくために、全国的な弁護士の組織として立ち上げたものです。

私たちは、被害者参加制度などの犯罪被害者の権利向上に役立つあらゆる諸制度について、具体的事件を通して実践し、専門的に研究し、実践能力を高めることを目的に活動しています。そして、それらの実際の活動を通して、法制度の運用ないし法制度自体の不十分なところがあれば、改善策を研究し、新たな運用ないしは立法を求めて、広く社会に向けて提言を行っています。

特に私たち弁護士が強制加入をしている日弁連では、被害者参加制度は、未だに将来に禍根を残す制度であるとの立場を堅持していますが、私たちはこれまでの実践を通じてそのようなことは決してない自信をもって言うことができます。しかし、3年後見直しても日弁連は消極的な意見を述べているため、日弁連の内部には自由な活動ができず、また外部に向けて自由に意見を発信することは難しいのです。



そこで私たちは、被害者が参加制度を利用して、被害者の生の声を裁判所に直接伝えていくにあたり、弁護士として最善となるお手伝いをすることができるようにとフォーラムを立ち上げたのです。

被害者参加制度ができたとはいえ、「その制度を通して被害者の想いを十分に裁判所で訴えることができた」という被害者はまだまだ多くはありません。制度としてさらに充実させることが必要ですし、そのお手伝いができる弁護士を益々増やしていく必要があります。私たちは、今後もその輪を広げていく努力を進めなければならないと考えています。

被害者参加制度の主役は、いうまでもなく被害者自

身です。私たち弁護士は、あくまで被害者の裏方として、被害者の皆さん自身が十分に思ったとおりに参加できるようにお手伝いをしなければならないのです。

今春には、私たちが参加制度を通じて学んだ成果や教訓、課題を1冊の本にして出版すべく、現在その準備を進めております。その成果は、必ずやこれからの被害者の皆さんの法廷での活動におおいに役立つものと確信をしております。

これからも常に被害者の皆さんに寄り添い、皆さんに学びながら、最善の弁護ができるように研鑽することをお約束してご挨拶に代えさせていただきます。

## 2. 被害者の声

「死刑制度廃止」を軽々に論じる人たちは、家族の生命を奪われた凶悪犯罪の被害者の声を、どのように受け止めるのでしょうか。凄惨な被害の実情と現在の法制度の問題を、5人の被害者が語りました。

### なぜ犯人をそこまで庇うのか

中村 はな（仮名）

裁判長から「主文は後回し」と言われた瞬間「死刑の判決がある！」と強く思ったのですが、一抹の不安もよぎりました。そして「死刑」が下された時「あー、自分達の思いが通じた。娘が念じ続けていたであろう無念さや、悔しさがわかってもらえたんだ」と言葉では言い尽くせない感情が沸き上がってきたのだけは覚えています。

娘は自分の部屋で、留守中にベランダから入り込んで待ち伏せをしていた犯人に襲われ、殺された後、金品を奪われたあげくにその体と部屋を焼かれました。変わり果てた娘との対面は近くに寄ることも許されず、思いきり抱きしめてやることも、顔はもちろん、どこにも触れることもできませんでした。女性として、人として尊厳を傷つけられ、とてつもない恐怖の中で誰に助けを求めることもできないまま殺されたことはわかっていただきたいと思います。

犯人は何度も刑務所に入り、平成21年9月に7年の刑を終え満期出所の後、逮捕されるまでの2ヶ月間に何度も重大事件を犯しています。娘がそんな凶悪な犯人にすべてを奪われるなんて日本の治安はどうなってしまったんだろうか、どこにも当たりようのない怒り、娘を守ってやれなかった悔しさ、自責の念が体中をよぎりました。その思いは生涯続くでしょう。

前科がいっぱいあっても、矯正教育ができていなくても、満期出所したら一般の社会人として扱われる。それで再犯は本当に防げるのでしょうか？ 何か対

策を講じなければ被害者は増え続けると思います。量刑も然りです。犯人は公判中に「命をもって償う」と何度も言っていました。悪びれず平然としている態度に、それは口だけだと思っていました。案の定「死刑」の判決後控訴しました。

加害者ばかりに何度も言い訳をする機会が与えられ、被害者は何ひとつ言えないのです。こんな不条理はありません。親としてやれる最低限のことは犯人に「死刑」という極刑をつきつけることしかありません。

永山基準を持ち出し「死刑」は不当だと控訴した犯人の弁護士たち、他にも不当の理由を並び立てていますが、本当にそう思っているのでしょうか。ただ「死刑」回避だけのために、本質を忘れていてのではないのでしょうか。なぜ死刑に値する犯人をそこまで庇うのか、何の非もない被害者の命より、加害者の命が大切なのでしょうか。私たちは、死刑判決が高裁でも支持され結審されることを強く信じています。そして1日も早くこの世から犯人がいなくなしてほしいと。いつまでも犯人に振り回されたくないのです。娘とだけ向き合って、少しでも前に進んで行こうと思います。

### 被害者数で量刑が決まる不条理

磯谷 富美子

私は、2007年8月24日から25日にかけて起きた、俗に言う闇サイト殺人事件で、31歳の娘を惨殺され亡くしました。主人を亡くした後、当時1歳9ヶ月だった娘を生きがいに、事件までの30年間を一緒に